第明三治十二五種年郵三便月物三十認一可日

平成２２年（フ）第５６４号
大阪府和泉市伏屋町５丁目２番17―1004号
債務者　上野　公義
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５６６号
大阪府和泉市鶴山台２丁目２番30―303号
債務者　大谷美津子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
兵庫県小野市黒川町22番地の16
債務者　中山　美紀
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第６９号
兵庫県加東市南山３丁目14番地５　東館
債務者　青山　愛子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第２９１号
長崎県長崎市片淵３丁目７番22号、旧住所長崎県長崎市界１丁目16番21号
債務者　茂田　謙二
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９９号
長崎県長崎市白木町10番26号　いろは荘
債務者　町田美代子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１５号
長崎県長崎市岩屋町３番９号　松園アパート102号
債務者　大貝　博幸
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９号
愛媛県西宇和郡伊方町大浜330番地
債務者　中藤　三弘
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第７８２号
千葉市花見川区作新台２丁目21番11号エミーユＭＴ２Ｆ
債務者　山崎　智子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７９５号
千葉市美浜区高洲２丁目８番８棟430号
債務者　渡部　美恵
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８１０号
千葉県船橋市前原東５丁目42番３号二宮荘１号、住民票上の住所茨城県東茨城郡大洗町磯浜町1560番地
債務者　清宮　勝男
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８２１号
千葉市花見川区幕張本郷２丁目８番９号ゼックスベルク501号
債務者　河野　寿和
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８３３号
千葉県船橋市新高根２丁目23番３号
債務者　永沢久美子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８４０号
千葉県習志野市谷津１丁目５番12号ツインコートＡ201号
債務者　小笠原一博
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８４１号
千葉県習志野市津田沼７丁目18―３イデアヴィータⅡ0207号、住民票上の住所千葉県船橋市みやぎ台３丁目12番４号
債務者　益子菜津代
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８４５号
千葉県市原市五所1707番地１第一スガワラハイム207
債務者　加藤　昌弘
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８５４号
千葉県市原市菊間2082番地県営住宅17棟103号
債務者　川上　　篤
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係